

# 亀岡市公報

発行所 亀岡市役所  
 総務部 総務課  
 TEL 0771-22-3131(代表)  
 京都府亀岡市安町野々神8番地

## 目次

### —— 規 則 ——

- 亀岡市税条例施行規則の一部改正  
 (税務課) 2
- 亀岡市保育所保育料徴収規則の一部改正  
 (こども福祉課) 5

### —— 告 示 ——

- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 7
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 7
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 7
- 亀岡市支えあいまちづくり協働支援金  
 交付要綱の一部改正 (市民協働課) 8
- 公示送達 (税務課) 8
- 国民健康保険被保険者証の無効  
 (保険医療課) 9
- 亀岡市まちづくり協働推進委員会設置  
 要綱の一部改正 (市民協働課) 9
- 亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱  
 の一部改正 (こども福祉課) 10
- 亀岡市議会定例会の招集 (総務課) 11
- 地縁団体の告示事項の変更  
 (自治防災課) 11
- 公示送達 (税務課) 12

### —— 公 告 ——

- 亀岡農業振興地域整備計画の軽微な変  
 更をした計画書の縦覧 (農林振興課) 13
- 亀岡市公営住宅システム構築業務に係  
 るプロポーザル参加者の募集  
 (建築住宅課) 13
- 一般競争入札の執行 (会計課) 16
- 農用地利用集積計画の縦覧  
 (農林振興課) 18
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
 (契約検査課) 18
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
 (契約検査課) 21
- 一般競争入札(条件付き)の執行  
 (契約検査課) 24

### —— 任免及び辞令 ——

#### 監査委員欄

### —— 公 表 ——

- 平成24年度定期監査 28
- 平成24年度工事監査 29

#### 選挙管理委員会欄

### —— 告 示 ——

- 定時登録において選挙人名簿に登録し  
 た者の氏名、住所及び生年月日を記載  
 した書面を縦覧に供する場所 33

○在外選挙人名簿に登録した者の氏名、  
經由領事官の名称、最終住所及び生年  
月日を記載した書面を縦覧に供する場  
所

33

**市立病院欄**

—— 公 告 ——

○亀岡市立病院職員採用試験の結果

34

○亀岡市立病院職員採用試験の結果

34

規 則

亀岡市税条例施行規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成24年8月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第32号

亀岡市税条例施行規則の一部を改  
正する規則

亀岡市税条例施行規則（昭和60年亀岡市規  
則第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「すでに」を「既に」に改め  
る。

第9条中「、法第14条の16第5項」を  
「及び法第14条の16第5項」に改める。

第11条第1項中「又は」を「若しくは」に、  
「、法第15条第3項」を「又は法第15条第  
3項」に改める。

第19条第2項中「分離課税用」を「分離課  
税等用」に改める。

第19条の3第1項中「第3号」を削り、同  
条に次の2項を加える。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当する場  
合は、第1項の規定による指定を取り消すこ  
とができる。この場合において、当該指定は、  
その取り消された日以後の期間について、そ  
の効力を失うものとする。

(1) 指定した寄附金が第2項第1号の規定に  
よるものでなくなった場合

(2) 当該法人又は団体が市内に主たる事務所  
を有しなくなった場合（指定した寄附金が

市内での事業活動に充てられる場合を除く。)

(3) 指定した寄附金が市民の福祉の増進に寄与すると認められなくなった場合

(4) 法令違反その他重大な不正等があった場合

5 市長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を告示するとともに、指定をした法人又は団体に、書面により通知するものとする。

第24条第1項第2号中「(昭和40年法律第33号)」を削り、同項第3号ウ中「補てん」を「補填」に改め、同号エ中「あん分」を「按分」に改め、同項第5号ウ中「若しくは」を「又は」に改める。

第25条中「取消す」を「取り消す」に改める。

第33条、第34条及び第36条中「第13条の5」を「第13条の4」に改める。

第41条第1項の表じん臓機能障害の項中「じん臓」を「腎臓」に改める。

第42条の見出し中「取消」を「取消し」に改める。

第43条中「別記第63号様式」の次に「又は別記第63号様式の2」を加える。

第48条中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

別記様式目次中「分離課税用」を「分離課税等用」に、「法人市民税更正・決定通知書」を「法人の市民税更正・決定通知書」に、「鉦産税納入申告書」を「鉦産税納付申告書」に改める。

別記第1号様式から別記第4号様式までの規定中「あつた」を「あった」に改める。

別記第9号様式中「京都貯金事務センター(〒602-8794)」を削る。

別記第9号の2様式中「京都貯金事務センター(郵便番号602-8794)」を削る。

別記第25号様式中「あつてもさしつかえ」を「あつても差支え」に改める。

別記第30号様式中「払いもどし合計額」を「払戻し合計額」に、「払いもどします」を「払い戻します」に、「払いもどし金」を「払戻し金」に改める。

別記第35号の4様式中「第34条第1項第3号」を「第34条第1項」に改める。

別記第57号様式中「あわせて」を「併せて」に改める。

別記第62号様式中「もっぱら」を「専ら」に改める。

別記第63号様式の備考を次のように改める。(備考)

1 標識は、図示の例により、上段に市名を表示する文字を、下段にひらがな文字及び4桁以下の数字をもって表示する。

2 標識の地の塗色は、次による。

(1) 条例第77条第1号アに掲げる原動機付自転車及び条例第77条第2号イ(ア)に掲げる農耕作業用自動車にあつては、白色

(2) 条例第77条第1号イに掲げる原動機付自転車にあつては、薄黄色

(3) 条例第77条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、薄桃色

(4) 条例第77条第1号エに掲げる原動機付自転車((1)に掲げるものを除く。)にあつては、薄青色

(5) 条例第77条第2号イ(イ)に掲げる小型特殊自動車にあつては、薄緑色

3 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

(ただし、条例第77条第2号イ(ア)に掲げる農耕作業用自動車については濃緑色とする。)

別記第63号様式の次に次の1様式を加える。

第63号様式の2（第43条関係）



(備考)

- 1 標識は、図示の例により、上段に市名を表示する文字を、下段にアルファベット文字及び4桁以下の数字を、右側に市のマスコットキャラクターの「明智かめまる」をもって表示する。
- 2 標識の地の塗色は、次による。
  - (1) 条例第77条第1号アに掲げる原動機付自転車にあつては、白色
  - (2) 条例第77条第1号イに掲げる原動機付自転車にあつては、薄黄色
  - (3) 条例第77条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、薄桃色
  - (4) 条例第77条第1号エに掲げる原動機付自転車（(1)に掲げるものを除く。）にあつては、薄青色
- 3 標識の文字の塗色は、濃紺色とする。

別記第68号様式中「第115条の2」を「第115条の3」に改める。

附 則

この規則は、平成24年9月3日から施行する。

「揭示済」

亀岡市保育所保育料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年8月1日

亀岡市長 栗山正隆

亀岡市規則第33号

亀岡市保育所保育料徴収規則の一部を改正する規則

亀岡市保育所保育料徴収規則（昭和62年亀岡市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項及び第6条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

第8条に次の2項を加える。

2 前項の規定に基づき、地方税の滞納処分为例により処分することができる保育料の滞納処分に関する事務は、保育料等の徴収に関する事務に従事する職員のうちから市長が命ずるものとする。

3 保育料の徴収及び滞納処分に従事する職員は、服務中常に別記第3号様式による職員証を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

別表の1の表Aの項中「生活保護法」の次に「（昭和25年法律第144号）」を加え、同表備考4中「、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部」を削り、「児童デイサービス」を「児童発達支援及び医療型児童発達支援」に改める。

別記第2号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式（第8条関係）

(表)

|                      |    |      |      |   |    |
|----------------------|----|------|------|---|----|
| 第                    | 号  | 契印   |      |   |    |
| 亀岡市保育所保育料徴収及び滞納処分職員証 |    |      |      |   |    |
| 写<br>真               | 契印 | 所属   |      |   |    |
|                      |    | 亀岡市  |      | 課 |    |
|                      |    | 職 氏名 |      |   |    |
|                      |    |      | 年    | 月 | 日生 |
| 年                    | 月  | 日発行  |      |   |    |
|                      |    |      | 亀岡市長 |   | 印  |

(裏)

- 1 本証は、亀岡市保育所保育料徴収規則に規定する保育所保育料の徴収及び滞納処分に関する事務を行うときは、必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、関係人の請求があったときは、いつでもこれを提示しなければならない。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 本証の有効期間は、発行の日から1年とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

# 告示

亀岡市告示第178号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年8月1日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1702-63024

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
平成24年8月1日

「揭示済」

亀岡市告示第179号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年8月7日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀1902-81136

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
平成24年8月7日

「揭示済」

亀岡市告示第180号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年8月8日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0803-75009

- 1 保険者  
亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日  
平成24年4月1日
- 3 無効になる日  
平成24年8月8日

「揭示済」

亀岡市告示第181号

亀岡市支えあいまちづくり協働支援金交付要綱（平成22年亀岡市告示第157号）の一部を次のように改正する。

平成24年8月8日

亀岡市長 栗山正隆

第2条中「各号に」を「各号のいずれにも」に改める。

第3条第1項中「活性化や」を「活性化又は」に、「目的に新たに」を「目的とし、かつ、新たに」に、「事業や、多くの」を「事業又は多くの」に改め、同条第2項中「各号」を削り、「次のいずれかに」を「次の各号のいずれかに」に改める。

第4条中「100,000円」を「1,000,000円」に改める。

第10条第1項中「当該事業完了後1箇月以内若しくは当該年度の3月31日」を「当該支援事業を完了した日から起算して1箇月を経過する日又は交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日」に改める。

第13条中「請求を」を「請求」に改める。

別記第1号様式中「あて先」を「宛先」に改め、「なお、この申請事業については、他の支援を受けているものではありません。」を削る。

別記第2号様式中「第7条」を「第6条」に改める。

別記第3号様式から別記第6号様式及び別記第8号様式の規定中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第182号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成24年8月10日

亀岡市長 栗山正隆

- 1 送達する書類  
平成24年度市民税・府民税納税通知書
- 2 送達を受けるべき者の住所、氏名又は名称  
省略
- 3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第183号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成24年8月10日

亀岡市長 栗山正隆

記

亀0123-63009

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）  
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成24年4月1日

3 無効になる日

平成24年8月10日

「揭示済」

亀岡市告示第184号

亀岡市まちづくり協働推進委員会設置要綱（平成20年亀岡市告示第95号）の一部を次のように改正する。

平成24年8月10日

亀岡市長 栗山正隆

第5条第5項中「委員長を」を「、委員長を」に改める。

第7条第2項中「7人以内」の次に「及び委員長が必要と認める者」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第185号

亀岡市特別保育事業費補助金交付要綱（平成11年亀岡市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成24年8月20日

亀岡市長 栗山正隆

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第2条中「平成23年度子育て支援交付金の国庫補助について（平成23年9月30日付け厚生労働省発雇児0930第8号厚生労働事務次官通知）」を「平成24年度子育て支援交付金の国庫補助について（平成24年7月27日付け厚生労働省発雇児0727第1号厚生労働事務次官通知）」に改める。

別表中「第4条関係」を「第3条関係」に改め、同表特定保育事業の項中「厚生労働省事務次官」を「厚生労働事務次官」に、「以下」を「。以下」に改め、同表一時預かり事業の項中

「

平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について（平成23年9月30日付け雇児発0930第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知別添4「次世代育成支援対策推進事業評価基準」）別表に定める一時預かり事業の基準点数に200,000円を乗じて得た額

」

を

「

平成24年度子育て支援交付金の交付対象事業等について（平成24年7月27日付け雇児発0727第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別表「評価に対する基準点数表」に定める一時預かり事業の基準点数に200,000円を乗じて得た額

」

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成24年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第186号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成24年9月4日亀岡市議会定例会を亀岡市議場に招集する。

平成24年8月28日

亀岡市長 栗山正隆

「揭示済」

---

亀岡市告示第187号

地縁による団体において、告示事項の変更があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により告示する。

平成24年8月28日

亀岡市長 栗山正隆

「千代川町湯井区」

1 変更があった事項及び内容

代表者の住所及び氏名

住所 省略

氏名 林 俊二

2 変更年月日

平成24年4月1日

3 変更理由

任期満了に伴う代表者の変更

「揭示済」

## 亀岡市告示第188号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付する。

ここに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成24年8月31日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 送達する書類

固定資産現所有者認定通知書

固定資産税台帳登録価格等通知書

平成24年度固定資産税・都市計画税納税通知書

## 2 送達を受けるべき者の所在、氏名または名称

| 住所 | 氏名 |
|----|----|
| 省略 | 省略 |

3 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

# 公 告

亀岡市公告第24号

亀岡農業振興地域整備計画について、農業振興地域の整備に関する法律施行令（昭和44年政令第254号）第9条の規定に該当する軽微な変更をしたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第12条の規定により公告し、当該変更後の計画書を次により縦覧に供する。

平成24年8月2日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成24年8月2日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
 亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第25号

亀岡市公営住宅システム構築業務に係るプロポーザル参加者を募集するので、次のとおり公告する。

平成24年8月14日

亀岡市長 栗山正隆

1 業務の概要

(1) 業務名

亀岡市公営住宅システム構築業務

(2) 業務内容

市内の公営住宅の管理業務を効率的かつ正確に行えるシステムを構築するとともに、システムの動作状況を確認するため、システムの導入から試験運用期間中の保守を行う。

(3) 業務の範囲

- ① システムの構築・導入（基本ソフトのインストール及びカスタマイズ）
- ② データの移行（旧データの移行及び必要なデータの作成）
- ③ システムの試験運用・保守
- ④ データベースサーバー等の構築・導入（既存ネットワーク環境との整合）
- ⑤ 運用の支援等（操作マニュアルの作成及び操作研修等）

(4) 履行期間

契約締結の日から平成25年3月25日まで

(5) 業務委託金額の上限額

委託概算額 7,000,000円  
 （消費税及び地方消費税含む。）

2 参加資格等

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生

手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 本業務の公告日から契約締結日までのいずれかの日においても、国及び地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。
- (6) 参加希望者等（法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
- (7) 突然のシステムトラブル発生時に、速やかに通常業務に復旧する対応が出来ること。
- (8) 平成22年4月1日から平成24年3月31日までの間に、他の自治体において本業務と同等以上のシステムを構築した実績があり、かつ、公告日現在において、当該システムが稼働していること。

### 3 スケジュール

- ① 参加希望業者の募集開始  
…平成24年8月14日
- ② 参加表明書の提出期限  
…平成24年8月23日午後5時まで
- ③ 提案書等の提出期限  
…平成24年9月5日午後5時まで
- ④ プレゼンテーション及びヒアリング  
…平成24年9月中旬
- ⑤ 審査結果の通知  
…平成24年9月下旬

### 4 参加表明手続き

参加希望者は、以下の手続きにより、参加表明書等を提出し、2に掲げる資格を有するかの審査を受けなければならない。

審査の結果、資格を有しないと認められた場合は、プロポーザルに参加出来ない。

#### (1) 提出書類及び部数

- ① 公募型プロポーザル参加表明書…1部
- ② 会社概要（書式は任意で、パンフレットでも可）…1部
- ③ 上記3(8)に掲げる業務実績を示す書類（任意書式）…1部

#### (2) 提出期限

平成24年8月23日（木）

午後5時必着

#### (3) 提出先

亀岡市まちづくり推進部建築住宅課

#### (4) 提出方法

持参又は郵便（書留郵便に限る。）

### 5 提案書等の提出手続き

上記の資格を有する参加希望者は、以下の手続きにより提案書等を提出するものとする。

#### (1) 提出書類及び部数

- ① 提案書…6部
  - ・A4判の任意様式で作成し、製本して提出すること。
  - ・提案内容は、会社概要（導入実績・営業所・従業員数等）・実施体制（実施スケジュール・データ移行・セキュリティ対策・担当者の実績等）・システムの機能（システムの特徴・機能性・拡張性等）・運用体制（保守体制・保守経費・職員への操作研修等）などを具体的に記述すること。
- ② 経費の概算見積書…1部
  - ・見積書の項目は、システムの構築・導入等経費・データベースサーバー等の

|   |   |
|---|---|
| <p>構築・導入等経費・システム導入後のソフト・ハードの保守経費等を項目別に計上すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソフト・ハードの保守期間は5ヵ年として、月額保守経費を算出すること。</li> <li>・見積書は消費税抜きの額とする。</li> </ul> <p>(2) 提出期限<br/>平成24年9月5日(水)<br/>午後5時必着</p> <p>(3) 提出先<br/>亀岡市まちづくり推進部建築住宅課</p> <p>(4) 提出方法<br/>持参又は郵便(書留郵便に限る。)</p> <p>(5) 提案書の取り扱い</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 提出された提案書類等は、提出後において内容の変更をすることはできない。</li> <li>② 提案書類等の作成及び提出に係る経費は、提案者の負担とする。</li> <li>③ 提出された提案書類等は返却しない。</li> <li>④ 提出された提案書類等は、提出者に無断で使用しないが、候補者の選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。</li> </ol> <p>6 質疑の受付及び回答</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 平成24年8月24日(金)から平成24年8月31日(金)までの午前8時30分から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日は除く。)</li> <li>(2) 質問方法 ファックス又は電子メールでの質問のみ受け付けする。<br/>(事前に担当課への連絡を必要とする。)</li> <li>(3) 回答期限 質問を受けた日から3日以内にファックス又は電子メールで回答し、回答内容は、提案書提出者全員に周知する。</li> </ol> <p>7 ヒアリング・プレゼンテーションの日程等<br/>ヒアリング・プレゼンテーションは、9月</p> | <p>中旬の実施を予定しており、日程等の詳細については、提案者と協議し決定する。</p> <p>8 審査<br/>提案書等の審査は、亀岡市公営住宅システム導入選定委員会において行い、評価の総合点が最も高かった提案者を本業務委託契約候補者として選定する。<br/>なお、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。</p> <p>9 評価基準</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 企業の審査</li> <li>(2) 実施体制の審査</li> <li>(3) 提案内容の審査(システムの機能等)</li> <li>(4) 経費の概算見積</li> <li>(5) 運用サポート(保守体制・職員操作研修等)</li> </ol> <p>10 失格<br/>提案者が次に該当する場合は、失格とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 提案書類等、必要な書類をその提出期限内に提出しない場合。</li> <li>(2) 審査終了までの間に、国及び地方公共団体等の指名停止の措置を受けた場合。</li> </ol> <p>11 契約手続き</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 審査の結果、最も優れた提案書の提案者と契約手続きの協議(提案書の修正協議を含む。)を行う。<br/>なお、辞退その他の理由で契約出来ない場合は、次順位者と契約交渉を行う。</li> <li>(2) 契約締結の手順は、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 選定した委託契約候補者と契約条件等の協議を行い、協議が整い次第、随意契約により業務委託契約を締結する。</li> <li>② 契約の方法は、亀岡市財務規則(昭和40年亀岡市規則第1号)に基づくもの</li> </ol> </li> </ol> |
|---|---|

とする。

なお、仕様書等に含まれない事項がある場合は、双方で協議し決定する。

- (3) 契約保証金は、亀岡市財務規則第122条の規定により契約代金の100分の10以上の額を納付する。ただし、同規則第123条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

## 12 問い合わせ先

所在地：〒621-8501

京都府亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部建築住宅課

電話番号：0771-25-5048（直通） F A X：0771-23-5000

e-mail：kentiku-jutaku@city.kameoka.kyoto.jp

担当者：建築住宅課 住宅係 鈴木

「揭示済」

## 亀岡市公告第26号

一般競争入札を執行するので、次のとおり公告する。

平成24年8月15日

亀岡市長 栗山正隆

|          |  |
|----------|--|
| 一般競争入札事項 | 亀岡市公有地の売却<br>売却する物件：亀岡市東つつじヶ丘都台二丁目30番51<br>宅地 220.26㎡  |
| 入札参加資格   | 日本国内に居住している人。<br>ただし、地方自治法施行令第167条の4に該当する方は参加できません。  |
| 参加申込み    | この入札に参加を希望される場合は、事前の申込みが必要です。  |
| 入札場所     | 亀岡市役所 4階 入札室   |
| 入札日時     | 平成24年9月25日（火曜日）<br>入札：午前9時00分から<br>午前9時50分まで<br>開札：午前10時00分  |
| 参加申込受付期間 | 参加申込は、下記の期間内に亀岡市役所1階会計課にて行います。<br>平成24年9月11日（火曜日）から<br>平成24年9月18日（火曜日）まで<br>受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午～午後1時を除く） |

|                |  |
|----------------|--|
| 参加申込用紙等の配布期間   | 参加申込用紙等は、「亀岡市公有地の売却について（亀岡市東つつじヶ丘地内）」として、平成24年8月15日（水曜日）から亀岡市ホームページにて配布します。<br>入手できない人は会計課に問い合わせてください。   |
| 最低売却価格の設定有無    | 最低売却価格を設定します。<br>最低売却価格 14,500,000円  |
| 土地の用途制限        | 入札する物件は、売買契約書において次の用途制限が付されます。<br>ア 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第4項から第11項に規定する風俗関連営業の用途に供しないこと。<br>イ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）第2条に規定する「廃棄物」の処理業の用途に供しないこと。<br>ウ 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所の用途に供しないこと。 |
| 無効な入札          | 次の入札は無効になります。<br>ア 入札参加資格のない者がした入札<br>イ 所定の入札書によらない入札<br>ウ 入札者又はその代理人が同一の入札について、2枚以上の入札をした場合のその全部の入札<br>エ 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合のその全部の入札<br>オ 入札書の金額、氏名、印影又は重要な文字が識別できない入札<br>カ 入札金額を訂正した入札<br>キ 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札  |
| 落札者の決定方法       | 最低売却価格以上の額の入札の内、最高額で入札された方を落札者とします。同額の入札をした者が二人以上あるときは「くじ」による。   |
| 入札保証金<br>契約保証金 | 入札保証金（金融機関が振り出した保証小切手）は、入札額の5%以上<br>契約保証金は、落札価格の10%以上  |
| その他            | 入札に関する注意事項、契約に関する注意事項、物件情報等は「亀岡市公有地の売却について（亀岡市東つつじヶ丘地内）」でご確認ください。  |
| 問合せ先<br>申し込み先  | 亀岡市会計管理室 会計課<br>0771-25-5050（直通）   |

「揭示済」

亀岡市公告第27号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成24年8月15日

亀岡市長 栗山正隆

1 縦覧期間

平成24年8月15日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地  
 亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

亀岡市公告第28号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成24年8月20日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

道改第1号  
 市道南掛栢原線道路改良工事（その1）

(2) 工事場所 亀岡市東別院町鎌倉地内

(3) 工事種別 土木工事

(4) 工事概要

工事延長 L=171.0m W=5.0m

土工 一式

擁壁工 プレキャストL型擁壁工

L=85.0m

ブロック積 A=62.2m<sup>2</sup>

側溝工 プレキャストU型側溝

L=154.8m

管渠工 L=9.1m

舗装工 路盤工 A=864.1m<sup>2</sup>

護岸工 ブロック積護岸 石積護岸  
 A=348.6m<sup>2</sup>

(5) 予定価格 56,343,000円

(入札書比較金額 53,660,000円)

(6) 工期 平成25年1月31日

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内保証事業会社の保証が必要）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

(1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査において、「土木工事」の「A等級」に認定された者であり、希望順位1位の亀岡市内に本社（本店）を置く者とする。

また、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

(2) 特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。

(3) 手持ち工事（土木工事）が1件以上ある場合は、入札に参加することができない。

（※手持ち工事とは、亀岡市が実施する平成24年4月1日以降の土木工事の競争入札により落札した工事で、公告の日現在、工事完成届が未提出であるものをいう。ただし、随意契約、JVによるものは手持ち工事に含まない。また公告日から開札日までの間に、他の土木工事の競争入札で落札した業者は、落札した時点で本案件への入札参加資格を失う。）

### 3 入札参加資格確認申請時の提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）

(2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）

※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

## 4 入札手続等

| 手続等               | 期間・期日・期限等  | 手続の方法等      |
|-------------------|--|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 平成24年8月20日(月)<br>午後1時から  | 共通事項2のとおり   |
| 設計図書等の閲覧期間        | 平成24年8月20日(月)<br>午後1時から  | 共通事項2のとおり   |
| 入札参加資格確認申請書等の受付   | 平成24年8月23日(木)<br>午前9時から午後5時まで<br>平成24年8月24日(金)<br>午前9時から午後5時まで             | 共通事項3のとおり   |
| 入札参加確認通知の送付       | 平成24年8月27日(月)<br>午後5時までに電子入札システムにより通知。                                     |             |
| 質疑の受付             | 申請書等に関する質問<br>平成24年8月22日(水)<br>正午まで<br>設計図書に関する質問<br>平成24年8月28日(火)<br>正午まで | 共通事項5のとおり   |
| 質疑の回答             | 申請書等に関する回答：随時<br>設計図書に関する回答<br>平成24年8月30日(木)                               | 共通事項5のとおり   |
| 入札期間              | 平成24年9月3日(月)<br>午前9時から午後5時まで<br>平成24年9月4日(火)<br>午前9時から午後4時まで               | 共通事項6のとおり   |
| 開札日時              | 平成24年9月5日(水)<br>午前10時00分   | 電子入札システムによる |

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未滿で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 今後計画停電が実施された場合でも入札期間等の延長は行わない。また2日目の締切間際に電子入札の入札書の送信をしようとして、パソコントラブルにより送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書等は「原則として、入札書受付期間の1日目に提出する」こととし「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うように提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

亀岡市公告第29号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成24年8月31日

亀岡市長 栗山正隆

1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

(合併入札による)

①上拡施第5号 畑野町水道未普及地域解消事業道路舗装工事（22工区）

②上工第1号 畑野町水道未普及地域解消事業に伴う道路舗装整備工事（1工区）

(2) 工事場所 亀岡市畑野町地内

(3) 工事種別 舗装工事

(4) 工事概要

①舗装本復旧（アスファルト t = 5cm）

A = 14,380㎡

(内訳)

補助：3,820㎡

単独：10,560㎡

②舗装本復旧（アスファルト t = 5cm）

A = 7,370㎡

(5) 予定価格 70,630,350円

(入札書比較金額 67,267,000円)

(6) 工期 契約日の翌日から平成25年1月31日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150

日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

- (1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査（市内・市外）において、「舗装工事」で登録された者であり、直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における総合評定値（P点）が700点以上かつ完成工事高2年平均が1億円以上の市内業者、または直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における総合評定値（P点）が900点以上かつ完成工事高2年平均が2億円以上の市外業者。

なお、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

- (2) 京都府内に本社（本店）、支社（支店）または営業所等があること。
- (3) 主任（監理）技術者として、舗装工事の施工実績を有し、特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国または地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）
- ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場

合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（写し）

## 4 入札手続等

| 手続等               | 期間・期日・期限等   | 手続の方法等      |
|-------------------|---|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 平成24年8月31日(金)<br>午後1時から   | 共通事項2のとおり   |
| 設計図書等の閲覧期間        | 平成24年8月31日(金)<br>午後1時から   | 共通事項2のとおり   |
| 入札参加資格確認申請書等の受付   | 平成24年9月5日(水)<br>午前9時から午後5時まで<br>平成24年9月6日(木)<br>午前9時から午後5時まで              | 共通事項3のとおり   |
| 入札参加確認通知の送付       | 平成24年9月7日(金)<br>午後5時までに電子入札システムにより通知。                                     |             |
| 質疑の受付             | 申請書等に関する質問<br>平成24年9月4日(火)<br>正午まで<br>設計図書に関する質問<br>平成24年9月10日(月)<br>正午まで | 共通事項5のとおり   |
| 質疑の回答             | 申請書等に関する回答：随時<br>設計図書に関する回答<br>平成24年9月12日(水)                              | 共通事項5のとおり   |
| 入札期間              | 平成24年9月14日(金)<br>午前9時から午後5時まで<br>平成24年9月18日(火)<br>午前9時から午後4時まで            | 共通事項6のとおり   |
| 開札日時              | 平成24年9月19日(水)<br>午前10時00分   | 電子入札システムによる |

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

## 6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、事前公表された予定価格を超える金額または最低制限価格未満の金額で入札した者は失格とする。

## 7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 今後、計画停電が行われた場合でも入札期間等の延長は行わない。また2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出する」こととし、「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 亀岡市公告第30号

一般競争入札（条件付き）を執行するので、次のとおり公告する。

なお、この工事は、亀岡市電子入札システムによる電子入札対象案件である。

平成24年8月31日

亀岡市長 栗山正隆

## 1 工事の概要等

(1) 工事番号及び工事名

(合併入札による)

①上拡施第6号 畑野町水道未普及地域解消事業道路舗装工事（24工区）

②上工第2号 畑野町水道未普及地域解消事業に伴う道路舗装整備工事（2工区）

(2) 工事場所 亀岡市畑野町地内

(3) 工事種別 舗装工事

(4) 工事概要

①舗装本復旧（アスファルト t = 5cm）

A = 15,870m<sup>2</sup>

(内訳)

補助：5,210m<sup>2</sup>

単独：10,660m<sup>2</sup>

②舗装本復旧（アスファルト t = 5cm）

A = 6,610m<sup>2</sup>

(5) 予定価格 72,693,600円

(入札書比較金額 69,232,000円)

(6) 工期 契約日の翌日から平成25年1月31日まで

(7) 部分払 無

(8) 前金払 有（当該工事契約金額の40%以内 保証事業会社の保証が必要）

(9) 中間前金払

請負金額500万円以上かつ工期150

日以上（変更工期を含む）で前金払をしている工事については、中間前金払（請負金額の20%以内）が請求できる。ただし、中間前金払の支払には、工期及び出来高が50%以上であることの認定が必要になる（保証事業会社の保証が必要）。

(10) 最低制限価格 採用

2 入札参加資格要件

- (1) 平成24年度亀岡市建設工事入札参加資格審査（市内・市外）において、「舗装工事」で登録された者であり、直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における総合評定値（P点）が700点以上かつ完成工事高2年平均が1億円以上の市内業者、または直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書における総合評定値（P点）が900点以上かつ完成工事高2年平均が2億円以上の市外業者。

なお、入札参加は単体とし、共同企業体は認めない。

- (2) 京都府内に本社（本店）、支社（支店）または営業所等があること。
- (3) 主任（監理）技術者として、舗装工事の施工実績を有し、特記仕様書及び建設業法に基づく技術者の配置が可能であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当していないこと。
- (5) 入札参加申請時において、国または地方公共団体の指名停止期間中でないこと。

3 入札参加資格確認申請時の提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式1）
- (2) 配置予定技術者調書（別紙様式2）
- ※ 入札参加資格確認申請時に配置予定技術者が特定できない場合には、複数の候補者を記載することができるが、その場

合は、全ての候補者について、条件を満たしていなければならない。

なお、配置予定技術者調書に記載された現場代理人及び監理技術者（入札参加要件に特別な記載がなく、下請総額が3,000万円（建築一式は4,500万円）未満の場合は主任技術者）は、契約工期中、当該工事に専任できるものとし、他工事の現場代理人、監理技術者、主任技術者、営業所の専任技術者等、重複の配置は認めない。

また、配置予定技術者は、自社と直接かつ恒常的な雇用関係にある技術者を記載すること。（恒常的な雇用関係とは、入札参加資格確認申請の日以前におおむね3箇月以上の雇用関係があることをいう。）

- (3) 直近の経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（写し）

## 4 入札手続等

| 手続等               | 期間・期日・期限等   | 手続の方法等      |
|-------------------|---|-------------|
| 入札参加資格確認申請書等の配布期間 | 平成24年8月31日(金)<br>午後1時から   | 共通事項2のとおり   |
| 設計図書等の閲覧期間        | 平成24年8月31日(金)<br>午後1時から   | 共通事項2のとおり   |
| 入札参加資格確認申請書等の受付   | 平成24年9月5日(水)<br>午前9時から午後5時まで<br>平成24年9月6日(木)<br>午前9時から午後5時まで              | 共通事項3のとおり   |
| 入札参加確認通知の送付       | 平成24年9月7日(金)<br>午後5時までに電子入札システムにより通知。                                     |             |
| 質疑の受付             | 申請書等に関する質問<br>平成24年9月4日(火)<br>正午まで<br>設計図書に関する質問<br>平成24年9月10日(月)<br>正午まで | 共通事項5のとおり   |
| 質疑の回答             | 申請書等に関する回答：随時<br>設計図書に関する回答<br>平成24年9月12日(水)                              | 共通事項5のとおり   |
| 入札期間              | 平成24年9月14日(金)<br>午前9時から午後5時まで<br>平成24年9月18日(火)<br>午前9時から午後4時まで            | 共通事項6のとおり   |
| 開札日時              | 平成24年9月19日(水)<br>午後1時00分  | 電子入札システムによる |

(注) 都合により開札日時を変更する場合は、入札3日前までに連絡する。

入札システム停止時間帯は受付できない。

## 5 入札参加資格の確認

入札参加申請を受付けた後、入札参加資格の確認について別途通知する。

なお、この入札参加資格の確認は、一般競争入札参加資格確認申請書と配置予定技術者調書により、基本事項について確認を行い、資格の有無を審査したものであり、配置予定技術者調書と確認資料による詳細な審査は、開札後行うものである。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、事前公表された予定価格を超える金額または最低制限価格未満の金額で入札した者は失格とする。

7 その他

(1) 落札者の決定後、当該入札に付する工事に係る契約の締結までの間において、当該落札者が入札参加資格要件を満たさなくなった場合には、当該工事契約を締結しないことがある。

(2) 入札参加申請書に虚偽の記載をした場合には、当工事の入札に参加できないとともに、亀岡市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 今後、計画停電が行われた場合でも入札期間等の延長は行わない。また2日目の締切間際に電子入札の入札書送信をしようとして、パソコントラブル等により送信が間に合わず入札書不着になるケースも懸念されるので、入札書は「原則として入札書受付期間の1日目に提出する」こととし、「2日目は（1日目にトラブル等が発生した場合の）予備日」として、必ず受付期間内に間に合うよう提出すること。

(4) その他については、共通事項のとおりとする。

(問い合わせ先)

亀岡市企画管理部 契約検査課  
(電話 0771-25-5041)

「揭示済」

## 任免及び辞令

峰 島 厚  
寺 田 直 人  
隅 田 盛 和  
酒 井 忠 繁  
山 内 節 子  
小 林 泰 子  
矢 田 勲  
沼 津 雅 子  
松 井 やす子  
繁 田 正 子  
岡 山 英 夫  
高 橋 昭 人  
直 木 初 枝

(各 通)

亀岡市障害者施策推進協議会委員に委嘱します  
平成24年8月1日

松 枝 尚 哉  
亀岡市政の円滑な運営に資するため職員不祥事防止の徹底及び庁内におけるコンプライアンス推進に係るコンプライアンス監として参与に委嘱します  
任期は平成25年8月5日までとします  
平成24年8月6日

田 邊 徳 明  
亀岡市介護認定審査委員の委嘱を解きます  
平成24年8月31日

監査委員欄

公表

亀岡市監査公表第21号

地方自治法第199条第4項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年8月7日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

- 1 監査の種類 平成24年度定期監査
- 2 監査の対象 亀岡財産区外29財産区に係る平成23年度の財務に関する事務
- 3 監査の期間 平成24年6月25日から平成24年7月20日まで
- 4 監査の方法 総務部から事前に資料の提出を求め、これに基づいて関係各出納員等から事務の執行状況を聴取するとともに、諸帳簿の提示を求め監査を実施した。
- 5 監査の結果 亀岡財産区外29財産区の予算の執行並びに事務処理については、おおむね適正になされていた。

以上のとおりであるが、監査の執行過程において気づいた軽易な事項については、その都度口頭で指摘をしたところである。

「揭示済」

## 亀岡市監査公表第22号

地方自治法第199条第5項の規定による監査を実施し、同条第11項の規定に基づき、監査の結果に関する報告を決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成24年8月29日

亀岡市監査委員 大西鎮雄

亀岡市監査委員 小島義秀

- 1 監査の種類 平成24年度工事監査
- 2 監査の対象 亀岡市公共下水道事業 奥条枝線その2布設工事  
[上下水道部 下水道課]
- 3 監査実施期間 平成24年4月25日から平成24年6月13日まで

## 4 監査の方法

対象工事については、契約金額1,000万円以上の工事の中から抽出した。

この監査に当たっては、工事技術に関する専門的知識を必要とするため、協同組合総合技術士連合と工事監査に伴う技術調査及び技術的指導業務委託契約を締結し、関係書類の調査及び工事現場の視察等の調査を実施した。この監査結果報告は、同連合技術士の調査意見を参考として作成したものである。

## 5 監査の結果

契約金額 60,690,000円 (内消費税 2,890,000円)

工期 平成23年11月16日～平成24年7月31日

請負業者 今井建設工業 株式会社

監査執行日 平成24年5月23日

## 工事概要

工事延長 L=1033.20m

管布設工 (VUφ200mm) 管路延長 L=1033.20m

管渠延長 L=998.70m

人孔設置工 (1号組立人孔) 16箇所

人孔設置工 (レジンマンホール) 37箇所

人孔設置工 (塩ビマンホール) 22箇所

汚水柵設置工 30箇所

取付管工 30箇所

付帯工

一式

## 監査結果

工事の目的は、亀岡市公共下水道事業認可区域である、葎田野町奥条地内の枝線工事を実施し、公共下水道の整備促進を図ることである。

工事監査資料及び設計方針、工事目的、関係技術調査資料から調査、設計、積算、契約、施工計画、施工管理、出来形等の書類関係並びに現地進捗状況の技術調査を行った結果は、改善の余地を残すものの総体的に適切かつ妥当であり、特に問題となる点は見当たらなかった。

## ◎工事計画について

工事区間は、「奥条枝線その1布設工事」の上流側区域であり、全線自然流下となる面整備管渠路線の計画である。

既設地下埋設物等の現地踏査結果に基づき、経済的かつ効率的な縦断計画が行われていた。

コスト削減の観点から、掘削及び埋設深さを抑えた開削工法での計画が行われており、特に問題はないと判断した。

## ◎調査・設計に関する書類について

調査内容に問題はなく妥当であると判断した。

設計図面の線形計画に問題はなく、全般的に適切なものであった。

特に施工上、機能的な面で問題となるところはないと判断した。

コスト削減の観点から今後の検討課題として、以下の点を付記する。

## ①管渠口径の低減によるコスト削減

当該設計区域は、最上流に位置することもあり、管渠口径をφ200mmからφ150mmに低減できる可能性が伺える。

## ②小口径マンホールの利用区分

レジンマンホールと塩ビマンホールの利用が、車両通行量による耐荷構造で区部されており、その理由としては小口径塩ビ柵で過去に施工した路線で蓋が沈下していたことが挙げられていた。

小口径塩ビ柵は、蓋部分が地耐力で応力分配する構造で、レジンマンホールは本体部分の材料強度が高いことで耐えうる構造となっている。

小口径塩ビ柵の蓋における耐荷力に問題はなく、地耐力の有無が沈下の原因と考えられることから、十分に転圧した埋戻し、表層路盤工の施工で問題は解消されることが考えられる。

レジンマンホールは、塩ビマンホールと比較して、2割程度高価な材料であり、コスト削減の効果も期待できる。

## ③曲管を利用することでのマンホール数の削減

マンホールの設置は管理上必要な設備であるが、曲線が連続する道路線形上ではかなり多く設置する必要が生じる。

原則的に直管利用が水理的にも有効であるが、多くなりすぎると自転車、歩行者の安全性を損なう場合もある。

ほぼ直線と見なせる浅い角度の道路線形の場合は、塩ビ管の曲管を利用してマンホールを削減することも有効である。

上記の内容を再考され、さらなるコスト縮減効果に期待する。

◎積算に関する書類について

積算は、全体として適切な積算方法と内容であると判断した。

◎契約に関する書類について

契約に必要な書類（契約書、内訳書、着工届、工程表、現場代理人、主任技術者）は完備できており、その内容は適正であった。

◎施工関係について

○施工計画書に関する書類について

施工計画書には各工事の施工計画書が整理できており、必要事項を項目別に記述しているので、その内容は適切であった。

開削工法の施工要領の内容は、適切で妥当な施工法であると判断した。

その他、下請負通知書、工程表等の内容は適切なものであった。

○使用材料に関する書類について

使用材料承諾願は、硬質塩化ビニル管、1号組立マンホール、小口径マンホール、公共汚水ます等において提出されており、品質規格証明、材料検査証明等が添付されていた。

書類検査当日の状況で確認したところ、特に問題はないと判断した。

○施工管理に関する書類について

品質管理、工事記録、工事写真、納品伝票等は整理中であったが、書類検査当日の状況で確認したところ、特に問題はないと判断した。

管理関係書類は、施工計画書、工事实施工程表、工事打合せ簿、工事記録写真帳、使用材料承諾願、工事材料検査願書、工事製品検査願書、各種材料及び使用機器試験成績表、各関係官公庁への許可及び申請関係書類に分けて整理ができていると判断した。

施工に関する図書は整理されており、良いと判断した。

○出来形について

施工に関する記録、試験、検査、工事記録写真による出来形の内容は、整理中のものが多かったが、図面に記載された出来形対比図で管理されていた。

特に問題になるところは、見受けられなかった。

◎現場施工状況調査について

○工事写真について

写真整理が途中段階であったことから、完了している一部区間の掘削、土留、管布設、埋戻し、転圧状況等を確認したところ、特に問題となるところは見当たらなかった。

○現場の状況について

開削工法の施工状況を目視で調査をした結果及び資材置場の整理状況、作業区間の清掃状況、マンホール仕上がり状況等は良好であった。

残土に含まれる転石も確認したが、50cm角以上の大きなものが多く含まれており、掘削作業に大きく影響する程度のものであることが確認できた。

交通整理員の配置も適切であり、通行人、車両等への配慮は適切で問題はないと判断した。

完了した区間の施工状況を確認したが、管接合状況も良好であり、蓋のがたつき等にも問題はなく、仕上がりは良好であった。

○安全衛生管理について

安全衛生管理計画及び組織図の内容は適切であり、安全訓練実施状況、会議記録書類も問題なく整理されていた。

建設業許可票、労災保険成立票、施工体制体系図、緊急連絡体制図、建設業退職金共済制度適用事業主現場標識も、適切な位置に掲示されていた。

工事看板は、通行車両から見えやすい場所に設置されており適切であった。

現場の整理整頓状況も良好で、現在まで無事故無災害で推移しており、安全管理状況に問題はないと判断した。

◎工程について

進捗率は、23%程度で若干遅れているが、目視の限り設計図書並びに施工計画に従って施工されており、現時点の目標として工期内完成に努力されていた。

◎監督について

マンホール設置完了後の埋戻し作業中であったが、既設横断管の周囲も入念に締固めが行われており、適切に行われていた。

仮舗装の状況などに問題も見られず、現場管理は適切であると判断した。

以上が、工事監査の結果である。監査執行の過程において軽易なものについては、調査実施日に口頭で指導を行ったところである。

今後においても、上記内容を参考とし更なる経費削減に努めることを期待するとともに、環境や安全管理に留意し、市民の期待に応えられる社会基盤整備に努められたい。

「揭示済」

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第26号

平成24年9月2日定時登録において選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成24年8月30日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所  
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成24年9月3日から  
同月7日

「揭示済」

亀岡市選挙管理委員会告示第27号

在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する場所を次のように定める。

平成24年8月30日

亀岡市選挙管理委員会  
委員長 野崎千恵子

- 1 縦覧の場所 亀岡市安町野々神8番地  
亀岡市役所  
選挙管理委員会事務局
- 2 縦覧の期間 平成24年9月3日から  
同月7日

「揭示済」

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第4号

平成24年8月8日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成25年1月31日までとする。

平成24年8月27日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

(候補者受験番号)

・看護師

2 3 4

「揭示済」

亀岡市立病院公告第5号

平成24年8月8日に実施した亀岡市立病院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告する。ただし、登録有効期限については、平成25年7月31日までとする。

平成24年8月27日

亀岡市病院事業管理者 坂井茂子

(候補者受験番号)

・看護師

5

「揭示済」